

令和7年度農業経営者養成事業運営業務委託 に係る企画提案実施要領

令和7年2月12日

1. 目的

島根県の農業において、高齢化、担い手不足が緊急の課題となる中、農業経営者として必要な知識や技術について、基礎から最新分野まで県内外の専門家を招へいし、農林大学校の教育カリキュラムと一体化して研修を実施する。

2. 委託業務の内容

(1)業務名	令和7年度農業経営者養成事業運営業務
(2)委託期間	契約締結日（令和7年4月1日以降）から令和8年3月31日まで
(3)業務の内容	業務委託仕様書のとおり
(4)委託料上限額	12,144,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 応募資格

- (1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
 - (エ) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
 - (オ) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、企画提案書の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。
 - (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から 8. の提出先及び問い合わせ先にて企画提案参加申込書の提出を受けて参加資格の有無を確認し、結果を通知するとともに、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 応募資料の交付及び説明会

①交付期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 2 月 1 2 日（水）～2 月 2 7 日（木）午後 5 時 ※②の交付資料は、8. の提出先及び問い合わせ先で配付するほか、ア、イは島根県立農林大学のホームページで閲覧、ダウンロードできる。
②交付資料	<ul style="list-style-type: none"> ア. 令和 7 年度農業経営者養成事業運營業務委託に係る企画提案実施要領 イ. 令和 7 年度農業経営者養成事業運營業務委託仕様書 ウ. 契約書（案）
③説明会	<ul style="list-style-type: none"> 日時：令和 7 年 2 月 1 9 日（水）午前 1 0 時～ 会場：島根県立農林大学校 会議室（オンラインでの参加も可） （島根県大田市波根町 9 7 0 - 1） ※説明会参加（企画提案参加申込の必須要件ではない）希望者は、企画提案募集説明会参加申込書（様式 5）を令和 7 年 2 月 1 7 日（月）午後 5 時までに持参またはFAXにより 1 部提出すること。

(2) 企画提案参加申し込み

企画提案への参加を希望する者は、次により企画提案参加申込書（様式 1）を提出するものとする。

①提出期限・部数・提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午後 5 時（必着） 持参または郵送により 1 部提出すること。 なお、持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時（土日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
②企画提案参加申込書添付書類（各 1 部）	<ul style="list-style-type: none"> 税務署が発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、原本） 島根県税に係る納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、原本） ※納税証明書について、コンソーシアムによる参加の場合は、構成員すべての証明書を添付のこと。 コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し 過去の類似事業実績（様式自由、同規模程度の実績があれば優先的に添付のこと） 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）
③参加資格通知予定日	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 3 月 3 日（月）

(3) 企画提案書の作成および提出

企画提案参加申込書の確認の結果、企画提案参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書を提出するものとする。

①提出期限・部数・提出方法	<ul style="list-style-type: none">・令和7年3月5日（水）午後5時（必着）持参または郵送により5部提出すること。・なお、持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
②作成方法	<ul style="list-style-type: none">・企画提案書（様式2）により作成する。なお、様式2に記載を求める事項を充足する内容であれば、独自様式で作成することは差し支えない。・用紙の大きさはA4判を原則とする。（図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。）
③その他の書類	<ul style="list-style-type: none">・見積書を1部提出すること。
④企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none">・参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。<ul style="list-style-type: none">①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの⑤虚偽の内容が記載されているもの・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。・参加申込書を提出した後、企画提案書の提出を取り下げの場合は、速やかに「取下願」（様式3）を提出すること。・本要領に基づき提出された書類は返却しない（取下願の提出があった場合も含む。）。

(4) 質問および回答

①受付期間	<ul style="list-style-type: none">・本業務に関する質問について、企画提案質問書（様式4）を令和7年2月27日（木）午後5時までに持参またはFAXにより提出すること。
②回答方法	<ul style="list-style-type: none">・回答は、各参加者の質問内容を取りまとめ、質問者名を省略したうえで全企画提案参加申込者に対して回答する。・ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に緊密に関わるものについては、質問者にのみ回答する場合がある。・回答は、企画提案参加申込書に記載された連絡担当者に対して、FAXにより送信するので必ずFAX番号を記載すること。・FAX番号の誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
③回答予定日	<ul style="list-style-type: none">・随時回答する。・なお、質問の回答以降に参加申込書を提出した者に対しては、当該申込書提出日以前の回答については取りまとめて回答する。

(5) 選定審査の実施

島根県が「令和7年度農業経営者養成事業運営業務委託に係る企画提案審査会」を開催して審査を実施し、随意契約に向けて協議を行う相手方（以下「委託予定事業者」という。）を1者選定する。

①提案者ヒアリング 及び審査予定日・ 会場	<ul style="list-style-type: none">・日時：令和7年3月7日（金）午前10時～・会場：島根県立農林大学校 会議室 （大田市波根町970-1）
②提案者ヒアリング の方法	<ul style="list-style-type: none">・各提案者による企画提案書等のプレゼンテーションの後に、審査委員からのヒアリング時間を設定する。
③審査方法	<ul style="list-style-type: none">・全提案者のヒアリング終了後、審査会において、④の内容について審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を委託予定事業者として選定する。・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託予定事業者を選定しないことがある。
④審査内容	<ul style="list-style-type: none">・就農支援の指導支援実績・体制 新規就農希望者への就農に関する指導・支援について、十分な成果が期待できる実績若しくは支援体制を有しているか。・農業経営の指導支援実績・体制 農業経営の指導・支援について、十分な成果が期待できる実績若しくは指導・支援体制を有しているか。・特別集中講義 適切な講師選定・研修内容・研修体系になっているか 参加者募集にあたって効果が期待できる工夫がなされているか 実施にあたって効果が期待できる工夫がなされているか・委託金額 費用対効果の観点から適正な見積額となっているか（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか）・運営体制等 提案内容を確実に実施するための組織体制や実施に必要な資格が整っているか
⑤審査結果	<ul style="list-style-type: none">・審査の結果は、書面により、令和7年3月中旬までに提案者全員に通知する。

5. 契約内容等

(1) 契約の締結	<ul style="list-style-type: none">・委託予定事業者と企画提案書等を基に協議し、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。 この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。また、委託予定事業者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。・本業務は、令和7年度島根県予算の成立を前提しているため、予算が成立しない場合においては、本業務委託を行わないことがある。
(2) 契約書等	<ul style="list-style-type: none">・別に定める契約書（案）のほか、島根県会計規則（昭和39年規則第22号）の定めるところによる。
(3) 契約保証金	<ul style="list-style-type: none">・契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(4) 委託料の支払	<ul style="list-style-type: none">・契約に基づき、受託者から概算払の申し出があつたときは、内容を審査し、適当と認められる場合は概算払をすることができるものとする。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	<ul style="list-style-type: none">・業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ島根県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
(6) 個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none">・本業務の処理にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。

6. 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、本件業務における委託事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が担う。
- (4) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (5) 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

8. 提出先及び問い合わせ先

島根県立農林大学校（担当：中村）

〒699-2211 大田市波根町970-1

電話 (0854) 85-7012 F A X (0854) 85-7113